

## 唐津市ホームページリニューアル業務に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

本実施要領では、唐津市ホームページリニューアル業務に係る受託候補者選定にあたり、プロポーザル方式の実施について必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

唐津市ホームページリニューアル業務

#### (2) 業務内容

唐津市ホームページのリニューアル及び保守運用業務

詳細は別紙「唐津市ホームページリニューアル業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

##### ア 構築期間

契約締結の日から令和6年12月31日まで

##### イ 保守運用期間

令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

※令和7年度以降は単年度ごとの契約更新予定

##### ウ 新ホームページ公開予定日

令和6年12月下旬ごろ予定

※詳細は別途協議の上決定

#### (4) 業務場所

佐賀県唐津市広聴広報課及び別途定める場所

### 3 プロポーザルの実施形式

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方候補とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

### 4 業務に要する費用（提案上限価格）

#### (1) 構築費用の提案上限価格

26,081,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）

#### (2) 保守運用費用の提案上限価格

526,897円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）

※令和7年度～10年度の提案上限額は2,107,588円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）とする。

## 5 参加資格

### (1) 1者単独による提案の場合

プロポーザルに参加する者は、次のア～ウの要件を満たすものとする。

ア 令和6年度において、唐津市の入札参加資格者登録名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に「情報処理」として登載されていること。

イ 令和6年度以前の5年度間、国又は人口10万人以上の地方公共団体において、CMSの導入を前提としたホームページの構築又はリニューアルを履行し、現在も稼働中で保守運用業務を継続して履行している実績があること。

ウ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札に参加させることができない事由等）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号）に基づく指名停止の措置を受けている者

(ロ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者

(ハ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

(ニ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(ホ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(ヘ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ト) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(チ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(リ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ル) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(レ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(ロ) (カ)～(シ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(セ) 令和5年度に本市が実施した唐津市ホームページリニューアル事前準備支援業務の受託者

(2) 複数者共同による提案の場合

本プロポーザルにおいては、複数の事業者で構成される企業体（以下「共同企業体」という。）による参加を認める。その場合の要件は次のとおりとする。

ア 共同企業体の構成員の数は3者以内とする。

イ 共同企業体の構成員のいずれかを代表（以下「代表企業」という。）として定めること。

ウ 代表企業は応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当するものとし、本プロポーザルに関する本市との連絡は、代表企業とのみ行う。

エ 共同企業体のうち、代表企業は「5 参加資格(1)」の全ての要件を満たし、その他の構成員はア及びウを満たすものとする。

オ 共同企業体の構成員には、1者以上の唐津市内に本店又は支店を置く事業者が含まれていること。

カ 代表企業及び各構成員の役割や業務分担等を明確にした上で、構成員間で共同企業体協定書を締結し、市に提出すること。

キ 本業務の履行に際し、共同企業体の構成員全てが連帯責任を負うこと。

ク 応募後の代表企業及び構成員の変更は、原則として認めない。

ケ 提案募集に関する構成員の重複参加は認めない。

## 6 スケジュール（予定）

内容		期日
1	実施要領の公表	令和6年4月10日（水）
2	質疑受付期限	令和6年4月22日（月）
3	質疑回答期限	令和6年4月24日（水）
4	参加意向表明書提出期限	令和6年4月25日（木）
5	提案書の提出期限	令和6年5月10日（金）
6	プレゼンテーションの実施	令和6年5月下旬
7	審査結果通知	令和6年5月下旬

## 7 説明会の開催

本業務に関する説明会は開催しない。

## 8 質疑の受付及び回答

(1) 質疑

ア 提出期限

令和6年4月22日（月）午後5時まで  
提出期限を過ぎての質疑は、一切受け付けない。

イ 提出方法

- (ア) 質疑は質疑書（第7号様式）により行うこと。
- (イ) 電子メールにより提出すること。
- (ウ) 電話又は口頭による質疑は受け付けない。
- (エ) メールの件名は「【事業者名】唐津市ホームページリニューアル業務」とすること。
- (オ) メール未到着防止のため、提出後担当部署まで連絡をすること。

ウ 担当部署

唐津市役所政策部広聴広報課  
【メールアドレス】kouhou@city.karatsu.lg.jp  
【電話番号】0955-72-9189

(2) 回答

ア 回答期限

令和6年4月24日（水）午後5時まで

イ 回答方法

本市ホームページにおいて回答を行う。ただし、質疑者の名前をふせたうえで回答を行うものとする。質疑内容により質疑者が特定される可能性がある場合等、質疑内容を要約する可能性がある。

## 9 参加意向表明書の提出

プロポーザルに参加意思がある場合は、次のとおり書類を提出すること。なお、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 提出書類

参加意向表明書（第1号様式） 1部

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(3) 提出期限

令和6年4月25日（木）午後5時まで

(4) 提出先

唐津市役所政策部広聴広報課

## 10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

唐津市が関係書類の受理を行った後に、次のア～ケの書類を電子メール

で提出すること。

ア 企画提案書【鏡文】(第2号様式) 1部

イ 企画提案書 9部

「11 企画提案書の作成方法」に基づき作成すること。

ウ 見積書(第3号様式) 1部

見積書には消費税相当額及び地方消費税相当額を含んだ次の項目の金額を示すこと。

(ア) 構築費用

(イ) 保守運用費用(本業務及び令和7～10年度)

エ 業務実績調書(第4号様式) 1部

オ 会社概要(第5号様式) 1部

カ CMS機能要件一覧表 1部

要件ごとに対応状況等を記入し、提出すること。

キ データセンター要件一覧表 1部

要件ごとに対応状況等を記入し、提出すること。

ク 代替案記載調書(第6号様式) 1部

代替案がある場合のみ提出すること。

ケ 共同企業体協定書(任意様式) 1部

応募者が共同企業体の場合のみ提出すること

## (2) 提出期限

令和6年5月10日(金)午後5時まで(必着)

提出書類に一部でも不備がある場合は、全ての提出書類の受理を行わないため、提出書類に修正や不足が生じる場合を想定し、時間に余裕をもって提出すること。なお、提出期限を過ぎた書類の提出は一切受理しない。

## (3) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

## (4) 提出先

唐津市役所政策部広聴広報課

# 11 企画提案書の作成方法

## (1) 書式等

ア 様式は任意(縦・横どちらでも可)とし、A4サイズとすること。

イ 企画提案書は40ページ以内にする(表紙・目次除く)。

ウ 記載が2ページ以上の場合は、必ず両面印刷にすること。

エ ページ番号を紙面下に付すこと。

オ 文字のフォントの大きさは極力12ポイント以上とすること。

カ サイトのデザインやスケジュール等でA3サイズを使用する場合には、片面印刷でA4サイズに折り込み、2ページとして計算すること。

## (2) 記載事項

ア 仕様書等の内容を十分に踏まえ、容易に理解できるよう、分かりやすく見やすいものを作成すること。

イ 採点については別紙「唐津市ホームページリニューアル業務プロポーザル審査基準及び配点」に沿って行うため、その審査基準についての説明を網羅し、また審査委員が採点しやすいように項目立てしたうえで作成すること。

ウ 追加提案等を記載した場合は、全て提案者の提案する見積額内で実現すること。

エ 代替案やより良い提案がある場合は、仕様書との差異を明記すること。

オ 企画提案書に記載するサイトデザインは、次のページのスマートフォン版及びパソコン版を対象とする。なお、デザインは審査用のもので、実際に採用するデザインは、受託後に仕様書に基づき作成するものとする。

(ア) 本サイトトップページ

(イ) 本サイトカテゴリーページ

(ウ) 本サイト記事ページ

(エ) 子育て支援特設サイトトップページ

(オ) 子育て支援特設サイトカテゴリーページ

(カ) 子育て支援特設サイト記事ページ

## 12 審査方法

(1) 書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）を行い、合計得点の高い順から最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

(2) 審査方法の詳細は、別紙「唐津市ホームページリニューアル業務に係るプロポーザル審査要領」を参照すること。

## 13 審査結果について

(1) 一次審査の結果は、一次審査対象者全員に対し、参加意向表明書に記載された連絡先に電子メールで通知し、その後書面で通知する。

(2) 二次審査の結果は、二次審査対象者全員に対し、参加意向表明書に記載された連絡先に電子メールで通知し、その後書面で通知する。また、市ホームページにおいて、最優秀提案者の名称及び獲得点数、第2順位以降の提案者の得点を公表する。

(3) 内容に対する異議申し立ては認めない。

#### 14 応募者が1者の場合の取り扱い

応募者が1者のみの場合であっても、一次審査及び二次審査を実施するものとする。

#### 15 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託候補者と当該業務の仕様書等について改めて交渉を行ったうえで、再度、見積書の提出を求め、その結果をもとに契約を締結するものとする。なお、その際に提出する見積書の金額は、企画提案書等を提出した際のコル額を上回ってはならない。
- (2) 受託候補者が参加要件を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、審査結果の次点の者と契約締結に向けて協議を行うものとする。

#### 16 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備（提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出）があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (5) 提案上限価格を超える提案を行った場合

#### 17 その他

- (1) 書類の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、審査により最優秀者が選定されるまでは、参加辞退届（第8号様式）の提出により辞退を認める。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、申込者の負担とする。やむを得ない事由により本プロポーザルが中止又は延期された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 提出書類の取り扱いは次のとおりとする。
  - ア 提出された書類は返却しない。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。
  - イ 提出された書類は、申込者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
  - ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

- (4) 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市はあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 応募に係る提案書は全て市の公文書となり、公開の対象になり得ることを理解のうえ提出すること。ただし、提案書のうち、唐津市情報公開条例第5条第1項各号に定める不開示情報に該当する場合（特定の個人を識別することができるもの、応募者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）は、非公開とする。
- (7) 提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、又は使用することはできない。

## 18 事務局（問い合わせ先・提出先）

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市政策部広聴広報課 担当：谷口、原田

電話番号：0955-72-9189

メールアドレス：kouhou@city.karatsu.lg.jp